

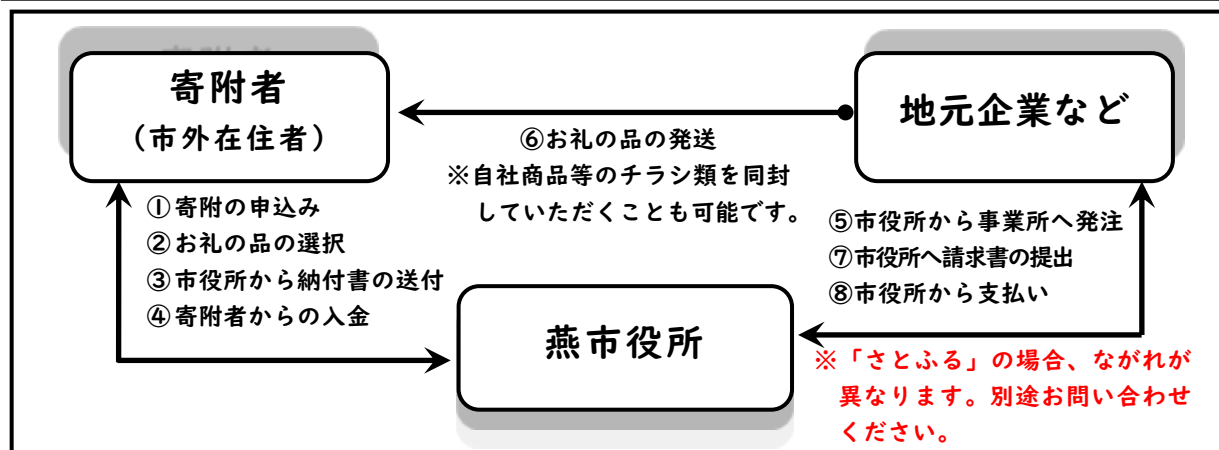


ふるさと燕応援事業に係るお礼の品提案募集要領

1. 目的

ふるさと納税制度に基づき、全国の寄附者に向けて燕市の魅力を発信し知名度の向上とともに、応援人口と交流人口の拡大を図るものです。

2. 事業のながれ



3. 提案事業者の要件(燕市のお礼の品を取り扱う事業者としてふさわしいか?)

- ① 商品の製造に係る主要な工程を燕市内で行っている法人、個人事業主またはその他の団体。
- ② お礼の品の提案については、次の団体のいずれかに属している事業者からの提案であること。

団体名等	提案書類等について
日本金属洋食器工業組合 日本金属ハウスウェア工業組合 協同組合つばめ物流センター 燕商工会議所	所属団体に連絡・相談のうえ、 所属団体に提出してください。
つばめ商工会 その他、同業者で組織された各種 組合、各種協会など	市役所に提出してください。

- ・上記にかかわらず、商品に関する団体が存在しない農産物等の提案は、市役所に直接行ってください。
- ・各団体に所属することにより、燕市のお礼の品としての「品質」を保証し、全国の寄附者へ燕市の名に恥じないお礼の品をお送りする目的があります。

- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ④1年以上継続して事業を営む者であること。
- ⑤納期到来分の市税を滞納していないこと。
- ⑥平成31年総務省告示第179号第5条各号に規定する基準（以下「地場産品基準」という。）及び食品表示法（平成25年法律第70号）その他ふるさと納税関係法令を遵守していること。
- ⑦お礼の品の提供に係る問い合わせ、事故及びトラブル（配送に関するものを含む）等が生じた場合に適切な対応が可能であり、かつ、事故及びトラブルが生じた際には、速やかに詳細を市役所ふるさと納税担当へ報告できること。

4. 提案商品について(燕市のお礼の品としてふさわしいか?)

(1) 要件

- ①全国に向けて、燕市の技術、観光、食又は文化をPRすることができる商品であること。
- ②寄附者に対するお礼の品としてふさわしい品質を有する商品であること。
- ③商品の製造に係る主要な工程を燕市内で行っていること。
- ④食品及び農産物については、産地が燕市または加工が燕市で行われていること。
- ⑤全国各地に配送が可能な商品であり、食品の場合は、お礼の品到着後、1週間以上の賞味又は消費期限が保証されている商品であること。
(寄附者宅への発送日時等の調整が必要な品については、事業者側で連絡調整を行っていただきます。)
- ⑥商品に関連する法令等を遵守していること。(法令等をよく調査し、遵守していることを確認してから提案をしてください。)

※次の団体に所属している事業者は、各団体からの通知(規定)などに基づいて提案してください。詳しくは各団体までお問い合わせください。

日本金属洋食器工業組合	電話：0256-63-5121
日本金属ハウスウェア工業組合	電話：0256-61-5888
協同組合つばめ物流センター	電話：0256-63-7660

※農産物(米)の提案については、別途追加要件がありますので“別紙1”を参照してください。

(2) 提案内容

1. 提供価格

- ・梱包費等を含めた**税込金額**です。
- ・**送料**は市が負担しますので**含めない**てください。
※価格変更が必要な場合には別途ご相談ください。
なお、経済状況の急変や災害による影響を除き、年度途中での価格変更はできません。

2. 寄附コース

- ・提供価格÷30%（千円未満切上げ）となり、**全サイト同額**です。
- 【例】提供価格が3,500円の商品の寄附コースは12,000円
- ※提供価格が2,400円以下の商品や配送時の梱包サイズが200サイズを超える場合は計算式が異なります。

3. 掲載サイト

- ・「ふるさとチョイス」および下記6サイトへ掲載されます。
①つばふる ②セゾンのふるさと納税 ③au PAY ふるさと納税
④ふるラボ ⑤JRE MALL ⑥KABU&ふるさと納税 ⑦Yahoo!ショッピング
- ※掲載サイトの指定できません。
- ※提供価格は上記8サイト同額です。
- ※在庫指定のある商品については、市で振分け調整を行います。
-
- ・「さとふる」への掲載について
「ふるさとチョイス」他6サイトで掲載されている商品は「さとふる」に掲載することができます。
※「さとふる」のみに掲載することはできません。
 - ・「さとふる」の提供価格について
「ふるさとチョイス」の寄附コースに28%を乗じた金額となります。
【例】「ふるさとチョイス」他6サイトでの寄附コースが20,000円の商品は
 $20,000円 \times 28\% = 5,600円$ が「さとふる」での提供価格となります。
※「ふるさとチョイス」他6サイトでの寄附コースが15,000円以下の場合
は計算式が異なります。
 - ・このほか掲載にあたって、手続き等を「さとふる」と直接行っていただく
ものがありますので、掲載を希望される場合はお問い合わせください。

4. 注意事項

- ・商品の不具合等への対応により生じる費用は提供事業者負担となります。
- ・提案品目数に上限はありません。

(3) 提供可能数

一定数量の提供が可能である商品を提案してください。

ただし、次のとおり“例外”を認めます。

- ①農産物等で収穫時期が限られる商品は、申込受付期間及び発送期間を限定することができます。
- ②農産物等で収穫量に限りがある商品、伝統的工芸品等で量産が困難な商品、手作業の工程が多く量産が困難である商品については、数量を限定することができます。
- ③天候により収穫量が大きく異なる農作物等については、提案時は販売実績等に基づいた数量で提案し、実際に収穫時期を迎えた際に正確な提供数を設定することができます。

5. お礼の品の募集と申込み

(1) 応募要件

「3.提案事業者の要件」及び、「4.提案商品の要件」を満たすもの。

(2) 申込み先及び提出物

「3.提案事業者の要件」のとおりに、所属団体または燕市役所総務課ふるさと納税係あてに必要な書類またはデータを**ファイル転送サービスによりご提出**ください。受け入れ時の容量の関係により、メールへの添付はご遠慮ください。

提出物	注意事項
①提案書	燕市HPよりダウンロード
②商品の画像 ③商品発送時の梱包画像	画像の仕様については、P8～9をご参照ください。
④お礼の品提案に係る誓約書（原本） ⑤暴力団排除に関する誓約書（原本） ⑥提案事業者の事業概要が分かるパンフレット等	新規の提案事業者のみ ※既に契約書を交わしている事業者は提出不要です。

- ・提案事業者は、提案時に提案品の現物をお持ちください。現物については、その場で確認してお返しします。書類審査を経た後、選考委員会による現物審査会時に再度ご準備いただきます。

(3) 受付期間

次のとおり、年2回の募集期間を設けて公募し、書類上の審査及び商品の現物審査を通過した商品に限り、総務省へ許可申請を行います。

総務省からの許可通知に基づきサイトへの掲載を順次開始します。

	提案受付期間	掲載開始日
R7後期分	令和7年5月7日(水)～令和7年5月28日(水)	R7年10月以降順次
R8前期分	令和7年12月	R8年4月以降順次

※上記期間は予告なく変更される場合があります

※総務省の許可が下りなかった場合は掲載できません。

6. お礼の品の決定

(1) 採用決定までの流れ

- ① 提出された提案書に基づき書類審査を実施。
- ② 書類審査を通過した提案品について、有識者等で構成する選考委員会による現物審査を実施。
- ③ 現物審査を通過した提案品について、総務省へ許可申請を行います。同時進行で、許可がおりた場合に備え掲載に向けての準備を進めます。
- ④ 総務省の許可通知に基づき、お礼の品としての採用を決定。

・提案書の書類審査について

燕市役所総務課において、提案書及び写真等の資料を基に事業者及びお礼の品の要件に適合しているかについて、書類上の審査を実施します。書類審査の段階で生じた疑義等は必要に応じて確認させていただきます。なお、この時点でふるさと燕応援寄附金事業の趣旨に合致しないと判断される提案については、提案取下げの依頼をする場合もあります。

・提案品の現物審査について

書類審査を経て選考委員会による現物審査の対象になったものについては、開催日等を通知します。その通知に基づき、指定された場所に提案品を搬入していただきます。なお、飲食物の提案については、試食をご用意いただきます。現物審査に伴い発生する諸費用は、事業所負担となります。

(2) 決定の通知

総務省からの許可通知に基づき『ふるさと燕応援寄附金お礼の品選考結果通知書』により通知します。

7. 寄附コース及び提案金額の変更について

経済状況の急変や災害による影響を除き、年度途中での提供価格の変更はできません。変更が必要な場合には別途ご相談ください。

8. お礼の品の取り下げについて

製造中止等の理由により、掲載取り下げを希望されるお礼の品がある場合はメールまたは電話で市役所総務課ふるさと納税係までご連絡ください。

9. お礼の品に採用されることにより期待される効果

(1) 事業者名や商品名等が紹介されます。

燕市のホームページやふるさと納税に関する民間WEBサイトで企業情報や商品の画像及び詳細が紹介されます。

また、各種出版者からの依頼に基づき、テレビ・新聞・雑誌・SNS等で紹介される場合もあります。

(2) 販売促進やPRが可能です。

お礼の品の発送時に、自社商品のパンフレット等の同封を許可していますので、販売促進やPRが可能です。ただし、パンフレット等の送付については、お礼の品発送時の同封に限り許可するものであるため、個別にダイレクトメールを送るなどの行為は、絶対に行わないでください。

※「さとふる」の場合は、「さとふる」に確認が必要です。

10. 個人情報の保護

燕市から提供を受けた個人情報を、お礼の品の送付以外の目的で使用することはできません。また、個人情報については、厳重に取り扱うとともに、第三者に漏らしてはなりません。これらはお礼の品提供事業者でなくなった後においても同様です。

11. その他留意していただきたい事項

(1) 請求と支払い

お礼の品提供事業者は、市の指定する「オンラインシステム」から請求書と出荷明細書をダウンロードし、燕市役所総務課へ提出してください。請求書を受理した日から30日以内にお礼の品代金を支払います。なお、請求については毎月行ってください。

例) 10月発送分→翌月11月の上旬を目安に市へ請求書と明細を提出

※「さとふる」経由での発送分については、別途「さとふる」が指定する方法によりご対応いただきます。

(2) お礼の品の配送について

お礼の品の配送管理については、市が指定するオンラインシステムを使用していただきます。

また、お礼の品は、市が運用している「出荷支援サービス」を使って発送していただきますので、市が指定する業者(R5～R7はヤマト運輸)をご利用ください。なお、送料については市が負担します。「出荷支援サービス」のご利用方法は承認後に別途ご案内いたします。なお、「さとふる」については別途「さとふる」が指定する方法によりご対応いただく必要があります。

※「出荷支援サービス」について

特徴① 無料でご利用いただけます。

特徴② 発送伝票の作成と出荷管理システムへの入力が必要となります。

特徴③ 市が配送業者(ヤマト運輸株式会社)へ直接送料を支払います。

(3) 承認の取消し

お礼の品提供事業者又はお礼の品について、次のいずれかに該当した場合には承認を取り消します。

①虚偽の内容により承認を受けたとき。

②お礼の品提供事業者の責務の遵守及び誓約内容に反したとき。

③その他市長がお礼の品提供事業者又はお礼の品が燕市ふるさと燕応援寄附金事業にふさわしくないと認めたとき。

(4) その他

- ①提出された提案書等は返却しません。
- ②提案書の提出に伴い発生する諸費用（審査会で用意する商品サンプル等）は、事業者で負担してください。
- ③ふるさと燕応援寄附金事業の実施において、ふるさと燕応援寄附金に係るお礼の品提案募集要領、本要領の内容を遵守するとともに、申込書に記載した内容を協議することなく変更することはできません。
- ④承認を受けた事業者は、お礼の品の画像データの提供など、市が行うふるさと燕応援寄附金事業の広報を目的としたチラシその他の制作のために必要な協力をお願いします。
- ⑤保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- ⑥ふるさと納税制度を所管する総務省からの通知により、掲載を中止する場合があります。
- ⑦この要領は随時更新されます。最終更新日時：2025年5月2日

<お問い合わせ先>

〒959-0295

新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市役所総務部総務課ふるさと納税係

電話：0256-77-8301、0256-94-7120、0256-94-7110



お礼の品提案に係る提出画像の仕様について

お礼の品提案時にご提出いただいた商品の画像は、「ふるさとチョイス」等の各ポータルサイトにて掲載されますので、以下の例を参考に、商品の特徴や魅力が伝わるものをご用意ください。

※例はサンプルです。レイアウトなどは事業者に一任します。

※撮影や編集等も含め、画像の提出に際し生じた費用はすべて事業者負担となりますので、可能な範囲でご対応ください。

【例】

	1枚目 ※目を引く画像	2枚目 ※返礼品等	3枚目 ※使用シーン等	4枚目 ※梱包等
①				
②				
③				

既存のお礼の品より引用

＜提出画像についてのお願い＞

- ・データは **JPEG 形式** でお願いします。
- ・画像は **最大 8 枚** まで掲載可能です。
- ・データのサイズは **5 MB 以下** でお願いします。
※ふるさとチョイス推奨サイズ：**520px × 323px**
- ・画像のご用意が難しい場合は専門業者に依頼する等の対応をお願いします。
※市では撮影いたしません。
- ・提出する際は **ファイル転送サービス** をご利用ください。
※CD-R 等での提出も可能ですが、提出後 CD-R 等の返却はいたしません。
- ・さとふるの場合は、別途さとふると打ち合わせが必要です。

＜提出画像のフォルダ名等についてのお願い＞

画像を提出いただく際は、フォルダの階層及びフォルダ名、ファイル名を下記ルールに沿ってご提出ください。

①提出する画像は、提案品ごとにフォルダを作成してください。

フォルダ名は「返礼品名称」としてください。

このフォルダの中に、②「商品画像」のフォルダと③「梱包画像」のフォルダを作成し、画像を分けて管理してください。

②「商品画像」のフォルダには商品の画像をスライド順になるようにファイル名をつけ保存してください。

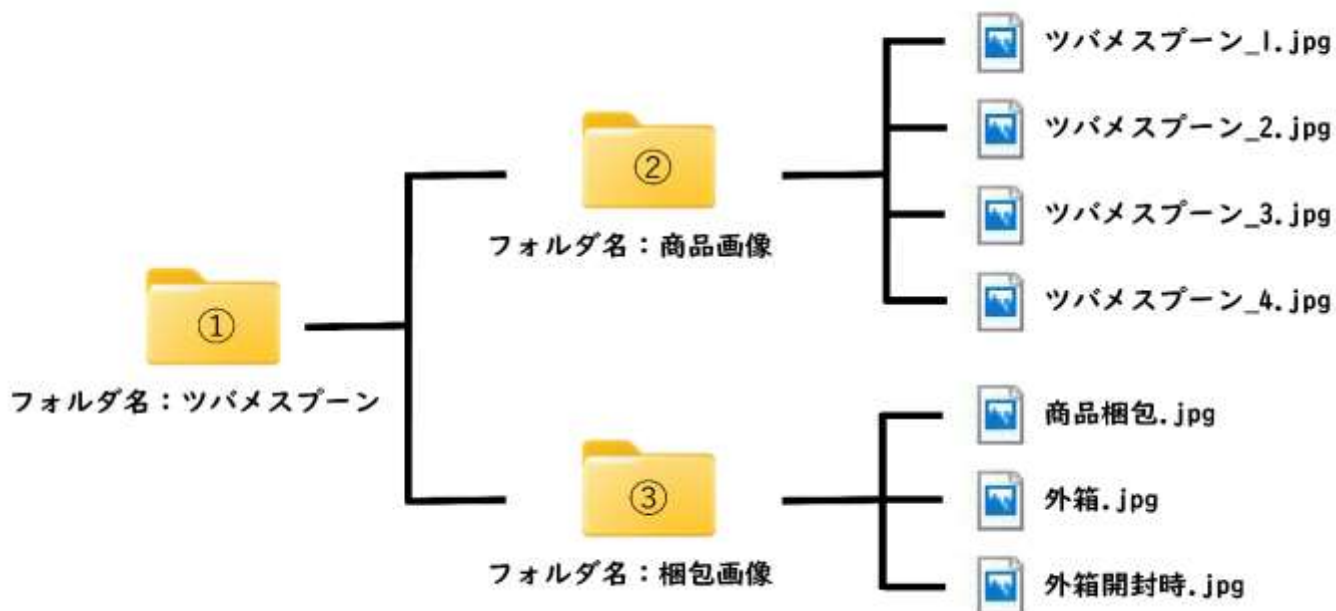
※ファイル名：返礼品名称_1 ←返礼品名称の後の数字はスライドの順番です。

④「梱包画像」のフォルダには、お礼の品の梱包状態を確認するため、下記3点の画像を入れてください。

- 1) 包装された商品の画像
- 2) 発送時の外箱の画像
- 3) 外箱を開封した状態の画像

～参考：フォルダの階層～

例) 返礼品名称「ツバメスプーン」の場合



米の提案に係る基準について

ふるさと燕応援寄附金事業は、全国の寄附者に向けて燕市をＰＲし、応援人口の拡大と交流人口を拡大させることが目的です。

お礼の品は、安心して安全な高品質な品を用意する必要がありますので、以下の条件を設定し、この条件に合致した事業者及び提案品に限定させていただきます。

なお、農産物を含めた食品類については、個々の好みや見た目など様々な要望や意見が多く寄せられる傾向にありますので、それらの対応についても適切に行っていただく必要があります。

【 米に関する基準 】 ◎次のいずれにも該当している必要があります。

項 目	条 件
１．組織化された事業者又は団体であること ※！個人の場合は別途条件あり	一定数量を確保していただく必要があります。 ・複数の生産者で組織された事業者又は団体であること。なお、提案については、代表者名で提案書を作成し、構成員に関する名簿（様式不問）を添付すること。
２．お礼の品としてふさわしい品質を有していること	・産地表示が燕市であること。 ・色彩選別機に通し、異物の除去を行っていること。 ・適切な保管及び在庫管理の体制が整っていること。
３．梱包、発送、手続き、請求の全て（配送は除く）を行うことが可能であること	梱包から請求までの部分は事業者の責任において行っていただきます。 ・品質の確保だけではなく、梱包から配送が完了するまでの配送管理、その後の請求までの一連の作業を滞りなく実施できること。
４．商品に関する各種問い合わせなどの対応が可能であること	商品に関する問い合わせ、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む）について適切に対応していただく必要があります。 ・寄附者から寄せられる様々な問い合わせについて事業者の責任において適切に対応できること。
５．食品表示法等の法令を遵守すること	品質の保証、表示、責任の所在を明確にする必要があります。 ・米の販売等に係る関係法令を遵守していること。

※！個人が提案する場合

一定数量の確保が可能であり、ＥＣサイトでの販売実績を有するものに限る。なお、提案時に、運用しているＥＣサイトのＵＲＬを添付すること。